

# 台東区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱

## （目 的）

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の健康の保持並びにその家族の休息又は就労等を支援するために実施する台東区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障害児（者） 18歳に達するまでに東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けており、その程度が1度又は2度の知的障害及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が1級若しくは2級の身体障害（肢体不自由に限る。）を有するに至った者又はこれと同等の状態であることが医師の診断書等において確認できる者をいう。
- (2) 医療的ケア児 別表1に定める人工呼吸器を装着している障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。
- (3) 医療的ケア 重症心身障害児（者）に対しては、台東区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業医師指示書（第1号様式。以下「事業医師指示書」という。）の「医療ケアの状況」欄に記載されている医療機器の使用を伴うケア全般をいい、医療的ケア児に対しては別表1に定めるケアをいう。

## （対象者）

第3条 事業の対象は、原則として台東区内に在住しその居宅において生活する者のうち、第1号又は第2号を満たし、かつ、第3号を満たす者（以下これらを「重症心身障害児（者）等」という。）を介護する家族等（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 重症心身障害児（者）のうち、医療的ケアが必要である者
- (2) 医療的ケア児
- (3) 医療保険等による訪問看護を利用している者

## （事業の内容等）

第4条 事業の内容は、前条に規定する対象者の居宅等に看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）を第5条に規定する事業者が派遣し、医療的ケア及び常時の見守り、食事、排泄、体位交換等の介助を行うこととする。

2 前項に規定する医療的ケアを行う場合は、訪問看護を受けるために作成された医師の指示書又は事業医師指示書に基づき、その必要性を判断して行わなければならない。

## （事業の実施）

第5条 区と事業の実施に係る協定を締結した訪問看護事業者（以下「事業者」という。）が事業を実施するものとする。

## （派遣単位）

第6条 看護師等の派遣は、1回当たり2時間から4時間までの30分単位で行うものとする。

2 看護師等の派遣は、事業者の営業時間内に提供することを原則とし、事業者が提供可能とする派遣時間とする。

3 看護師等の派遣は、原則として、1回当たり1名とする。ただし、重症心身障害児（者）等の状態像により2名派遣がやむを得ず、1回の利用に看護師2名を派遣した場合は2回利用したものみなす。

（派遣時間）

第7条 看護師等の派遣は、第9条第4項に規定する有効期間内において144時間を上限とする。

（派遣先）

第8条 看護師等の派遣先は、次に掲げるとおりとする。

（1）重症心身障害児（者）等の居宅

（2）重症心身障害児（者）等が在学している小学校、中学校若しくは高等学校の敷地内（以下これらを「学校の敷地内」という。）

2 対象者は、前項第2号に規定する学校の敷地内へ看護師等の派遣を希望する場合、あらかじめ当該学校長の承諾を得なければならない。

3 前項の承諾を得た対象者は、学校の敷地内への看護師等の派遣に際し、常時同伴しなければならない。

（利用者登録）

第9条 事業の利用を希望する対象者（以下「申請者」という。）は、台東区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業利用者登録申請書（第2号様式）を東京都台東区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、東京共同電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）により、次の各号に掲げる事項を区長に送信することをもって、書面の提出に代えることができる。

（1）申請者の氏名（フリガナを含む。）

（2）申請者の住所

（3）申請者の電話番号

（4）申請者のメールアドレス

（5）申請者の生年月日

（6）医療的ケア児の氏名（フリガナを含む。）

（7）医療的ケア児の生年月日

（8）その他別に定める医療的ケア児に関する情報を記載した書類に掲げる事項

3 前2項の規定による申請に際し、申請者は、当該申請者の属する世帯の全員の所得の状況を証する書類若しくはその写し又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合においては、それを証する書類を添付して区長に申請しなければならない。ただし、区長は、当該申請者の同意を得て区が保有する公簿等により当該所得の状況等を確認することができるときは、当該所得の状況等を証する書類又はその写し等の添付を省略させることができる。

4 区長は、必要に応じて重症心身障害児（者）等の身体状況及び医療的なケアを確認するため、申請者又は事業所に第4条第2項の医師の指示書の写し又は事業医師指示書の写しを提出させ

ることができる。

- 5 区長は、第1項又は第2項の申請があったときは、速やかに事業の利用可否を審査し、事業の利用を認める場合は、事業を利用できる者として申請者を登録の上、台東区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業利用者登録決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により、認めない場合は台東区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業利用者登録却下通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。
- 6 前項の登録の有効期間は、登録を決定した日から当該年度の3月31日までとする。
- 7 前項の有効期間の終了後も、引き続き利用の継続を希望する場合は、改めて第1項又は第2項による申請を行わなければならない。

#### (利用者登録の変更)

第10条 前条第3項の規定により、事業の利用を認められた対象者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項に変更があった場合は、台東区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業利用者登録変更届(第5号様式)により、速やかに区長に届け出るものとする。

- (1) 利用者又は重症心身障害児(者)等の氏名、住所若しくは緊急連絡先
  - (2) 重症心身障害児(者)等の障害の状況又は医療的ケアの状況
  - (3) 医療機関、主治医又は事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、電子申請サービスにより、次の各号に掲げる事項を区長に送信することをもって、書面の提出に代えることができる。
- (1) 申請者の氏名
  - (2) 申請者の住所
  - (3) 申請者の変更内容
- 3 区長は、前項の届け出があったときは、台東区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業利用者変更決定通知書(第6号様式。以下「変更決定通知書」という。)により、申請者に通知する。

#### (利用者登録の取消し)

第11条 区長は、利用者から台東区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業辞退届(第7号様式)の提出があったとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第3項の登録を取り消すものとし、台東区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業利用者登録取消通知書(第8号様式)を利用者に交付するものとする。

- (1) 利用者が転出したとき。
  - (2) 重症心身障害児(者)等が第3条に該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子申請サービスにより、次の各号に掲げる事項を区長に送信することをもって、書面の提出に代えることができる。
- (1) 申請者の氏名
  - (2) 申請者の住所
  - (3) 辞退する年月日
  - (4) 辞退する理由

#### (利用の方法)

第12条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、事業者に対し決定通知書又は変更決定通知書を提示した上で直接利用の依頼を行うものとする。

(事業医師指示書の作成料の支払)

第13条 区長は、第9条第4項の事業医師指示書の写しの提出を求めるに当たり、別表2区負担額欄に定める事業医師指示書の作成に掛かる費用（以下「指示書作成料」という。）について当該事業医師指示書を作成した医師の属する医療機関（以下「当該医療機関」という。）の請求があった場合、速やかに当該医療機関に指示書作成料を支払うものとする。

2 当該医療機関は、指示書作成料のうち別表2利用者負担額欄に掲げる額について、利用者に負担させるものとする。

(実績報告)

第14条 事業者は、事業を実施したときは、翌月10日までに区長に実績の報告を提出しなければならない。

(利用者負担)

第15条 事業の実施に係る利用者の負担額は、別表2及び別表3に定める利用者負担額欄のとおりとする。

2 事業の実施に際し必要となる重症心身障害児（者）等の日用品、医療的ケアの提供に係る衛生用品等の実費相当分については、利用者の負担とする。

(区負担)

第16条 事業の実施に係る区の負担額は、別表2及び別表3に定める区負担額欄のとおりとする。

(委任)

第17条 この要綱で定めるもののほか事業の実施に関し、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(令和2年度における派遣の特例)

2 令和2年度における看護師等の派遣は、第7条第1項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による派遣時間を超えない範囲内において、上限を超えて実施することができる。

(令和3年度における派遣の特例)

3 令和3年度における看護師等の派遣は、第7条第1項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による派遣時間を超えない範囲内において、上限を超えて実施することができる。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

医療的ケア（以下のいずれかのケアを受けていること。）			
1	人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要する管理を含む）	7	中心静脈栄養（IVH）
2	気管内挿管、気管切開	8	経管（経鼻・胃ろう含む）
3	鼻咽頭エアウェイ	9	腸ろう・腸管栄養
4	酸素吸入	10	継続する透析（腹膜灌流を含む）
5	6回/日以上での頻回の吸引	11	定期導尿（3回/日以上） （人工膀胱を含む）
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	12	人工肛門

別表2（第13条、第15条、第16条関係）

世帯区分		指示書作成に係る費用 （1通当たり）	
		区負担額	利用者負担額
生活保護世帯 住民税非課税世帯		3,000円	0円
一般1	区 民 税 課 税 世 帯 障害者 （所得割16万円未満）	2,930円	70円
	障害児 （所得割28万円未満）	2,970円	30円
一般2	上記以外	2,700円	300円

備考

医療機関は、区負担額欄に定める額の範囲内で区に請求するものとする。

別表3（第15条、第16条関係）

世帯区分	時間数	看護師等の派遣に係る費用
------	-----	--------------

			利用者負担額	区負担額		
生活保護世帯 住民税非課税世帯			2時間	0円	15,000円	
			2時間30分	0円	18,750円	
			3時間	0円	22,500円	
			3時間30分	0円	26,250円	
			4時間	0円	30,000円	
一般1	区 民 税 課 税 世 帯	障害者 (所得割 16万円未満)	2時間	370円	14,630円	
			2時間30分	460円	18,290円	
			3時間	550円	21,950円	
			3時間30分	640円	25,610円	
			4時間	740円	29,260円	
			障害児 (所得割 28万円未満)	2時間	180円	14,820円
				2時間30分	220円	18,530円
				3時間	270円	22,230円
				3時間30分	310円	25,940円
				4時間	360円	29,640円
一般2	上記以外		2時間	1,500円	13,500円	
			2時間30分	1,880円	16,870円	
			3時間	2,200円	20,300円	
			3時間30分	2,630円	23,620円	
			4時間	3,000円	27,000円	